

早期支援と自立促進をめざす

経済的困窮や社会的孤立の状態にある人々が増加するなか、早期に支援を行い、自立の促進を図るための取り組みの強化が求められています。

そのような中、平成25年12月6日、生活困窮者自立支援法が、生活保護法一部改正法とともに成立しました。（生活困窮者自立支援法の施行は平成27年4月1日。福祉事務所が設置されている自治体で事業が実施されます。）

生活困窮者とは、法律上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっており、主に生活保護の前段階にある人々を支援していくことが想定されています。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥らないよう、包括的・継続的な相談支援を重視し、「自立相談支援事業」の実施を必須としています。

「自立支援計画」の作成

自立相談支援事業では、訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、「自立支援計画」を策定します。ニーズに応じた支援を計画的かつ継続的に行うことで、生活困窮状態から早期の自立を支援していくこととしています。

あわせて、本事業を通じて地域の関係機関・団体とのネットワークの強化など地域づくりも目標の一つであり、地域からの孤立状態の解消などにも配慮することとされています。

モデル事業の実施

本格実施に向けて、平成25年4月から全国で68団体がモデル事業を実施しています。

大分県内でも、「大分県（日出町対象）」と「臼杵市」が平成25年10月から取り組んでおり、日出町社会福祉協議会と臼杵市社会福祉協議会がそれぞれから委託され、モデル事業に取り組んでいます。

生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日 平成27年4月1日

厚生労働省資料

笑って過ごせる地域について考える

～権利擁護・成年後見セミナー～



12月14日「権利擁護・成年後見セミナー」を開催しました。

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大分県済生会（大分県地域生活定着支援センター）との共催で、「高齢者の権利擁護・地域生活定着支援セミナー」として開催しました。基調講演では、山口県立大学准教授の水藤昌彦氏に「高齢者の犯罪～社会との関わりという視点から～」と題してご講演いただきました。「犯罪者を社会福祉の視点から支援する目的は、『再犯防止』ではない。本人の生活の質を変えていくことで、生活がしやすい環境を作ること。その結果として、犯罪行為から離脱していく『反射的効果』だ」と言うお話がありました。その後のシンポジウムでは、「孤独とは～地域としてできること～」をテーマに、臼杵、津久見地域で孤独する人を地域で支えている3名のシンポジストから事例を通して発表していただきました。コーディネーターを務めた大分県地域生活定着支援センターの甲斐祐治氏からは、「刑余者は罪を犯した人で、そこに被害者がいることは忘れてはいけない。しかし、それと同時に罪を償った人でもある。罪を償って地域に帰ってきた人を拒む地域を作ってもいけない」とお話がありました。

大分県社協では、今後も権利擁護の制度の効果的な利用や地域におけるネットワークづくりなど、権利擁護活動の普及・啓発を行っていきます。



地域生活定着支援センターとは・・・

高齢または障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関。大分県では、平成22年6月から、社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大分県済生会が大分県から事業の委託を受け運営。

大分県地域生活定着支援センター

〒870-0021 大分県大分市府内町1丁目6-11 小財ビル2階 TEL:097-536-5105 FAX:097-536-5106



基調講演の様子



シンポジウムの様子